

中国における増税専用発票の電子化

Issue 2 August 30 , 2021

In brief

2020年9月1日以降、中国の一部の地区において新規設立された増税納税者（以下、「新規納税者」）に認められた増税専用発票（以下、「専用発票」）の電子化は、その後段階的に対象地区を拡大し、2021年1月21日には中国全国をカバーするまでになりました。2021年1月21日以降、中国全国における新規納税者は専用発票の電子発行が認められます。一方、受領した電子専用発票は、2020年12月21日以降、全国どこでも有効として扱われてきました。

本ニュースレターでは、中国の専用発票の電子化の概要およびメリットを解説します。

In detail

1. 電子専用発票の概要

電子専用発票の発行等は「新規納税者における増税専用発票電子化実行関連事項に関する公告」（以下、「国家税務総局（2020年）22号公告」）に規定されています。主な内容は以下の通りです。

新規納税者（以下、「発票発行者」）は、電子専用発票または紙媒体専用発票のいずれかを任意で発行できます。ただし、実務上の要請から、専用発票の受領者（以下、「発票受領者」）が紙媒体の専用発票発行を要求した場合には、発票発行者は紙媒体専用発票を発行しなければなりません。

従来の発票専用印は電子専用発票の電子署名に代わりました。また、電子専用発票の法的効力、基本用途および使用規定は紙媒体専用発票と同様となります。なお電子署名は、中华人民共和国電子署名法第14条に定めています。

税務局は、紙媒体・電子専用発票の合計枚数に応じて、新規納税者の専用発票の受領申請枚数を承認します。税務局による発行時の最高限度額は、紙媒体専用発票と電子専用発票とにおいて同様となります。

税務局は、新規納税者へ税務 Ukey を無料で提供し、増税電子発票公共サービスプラットフォームを通じて新規納税者に対して無料にて電子専用発票を発行します。

紙媒体の赤字専用発票を発行する際、発票発行者は当初発行した専用発票を回収する必要があります。一方、電子版の赤字専用発票を発行する際には、発票受領者が当初発行専用発票を認証していかなければ、発票発行者はこれを回収する必要がありません。また、発票受領者がこれを既に認証していれば、発票受領者はオンラインにて相殺申請を行います。発票発行者および発票受領者（以下、あわせて「納税者」）いずれにおいても業務コストが軽減されます。

2. 専用発票の電子化の特長

国家税務総局(2020年)22号公告の解説通達によると、専用発票の電子化の主なメリットは以下の6つと記載されています。

(1)	電子専用発票様式の簡素化	紙媒体の専用発票に比べ、電子専用発票の様式において、発票発行者による押印欄の廃止など、記載項目が簡素化されました。
(2)	発票発行者における税務局からの専用発票受取りの早期化	発票発行者は、税務局からオンラインを経由で電子専用発票を受取る方法を含む複数の受取りの選択肢があります。なお、オンライン経由で受け取った場合は、「受取・即使用」が実現でき、従来に比べ、業務時間が大幅に短縮されます。
(3)	発票発行者から発票受領者への専用発票送付の電子化	発票発行者が発票受領者へ紙媒体の専用発票を郵送する場合に比べると、電子専用発票は電子メールまたはQRコードなどの方法により電子送信できるため、送付に係る業務時間が大幅に短縮されます。
(4)	管理の効率化	納税者は、電子専用発票に関する詳細電子データを容易に入手できるため、管理効率が向上します。また、発票受領者は、増税に関する検証プラットフォームを介して専用発票の真偽を確かめることができます。
(5)	保管スペースの削減等	紙媒体の専用発票に比べ、電子専用発票は保管スペースを必要としません。また、納税者は、専用発票を紛失・毀損した場合には、無料で税務局のチャンネルから電子専用発票を再ダウンロードすることができます。
(6)	社会全体のデジタル化へ寄与	電子専用発票の発送に係る時間が短縮され、納税者の取引に関する決済時期または発票発行者の資金回収が早期化されることが期待されます。さらに、電子専用発票の導入は中国におけるデジタル化を促進させるものと期待されています。

出所：国家税務総局(2020年)22号公告の解説通達を基に当法人作成

(<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5159929/content.html>)

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

シニア マネージャー

佐々木 敏子

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.